

使用水量の認定に関する要綱

(平成20年9月30日20川水総営第431号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第38条の規定に基づき、使用水量の認定について必要な事項を定めるものとする。

(使用水量を認定する場合)

第2条 川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第26条に規定するメーターに異状があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とするものとする。

- (1) メーターが故障等により適正に動かなくなるとき。
- (2) メーターの指針値がガラスの曇り等により読み取れないとき。
- (3) メーターの取替時等においてメーターが定められた方向とは逆に取り付けられたとき。

第3条 条例第26条に規定する使用水量が不明の場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とするものとする。

- (1) メーターが地中等に埋没してしまい、検針ができないとき。
- (2) メーターの位置が不明であり、検針ができないとき。
- (3) メーターボックス上部等に荷物、車等があり、検針ができないとき。
- (4) 使用者等が不在のため、メーター設置箇所まで立ち入ることができず、検針ができないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用水量が不明であるとき。

(使用水量の認定方法)

第4条 季節的な使用実態等を勘案し、前回の使用水量をもって使用水量の認定をすることが妥当でないとする場合には、前年同期における使用水量を

もって使用水量の認定をするものとする。

- 2 家族構成、営業実績等の状況を勘案し、前回の使用水量及び前年同期における使用水量をもって使用水量の認定をすることが妥当でないと認める場合には、7日以上の期間計量し、当該計量水量の1日当たりの水量に使用日数を乗じて得た水量（1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）をもって使用水量の認定をするものとする。ただし、これにより難しいと認めるときは、その他の方法で使用水量の認定をすることができる。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、サービス推進部長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。